

薬生薬審発 0831 第 4 号  
平成 28 年 8 月 31 日

各 都道府県  
保健所設置市 衛生主管部（局）長殿  
特別区



厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

ピコスルファートナトリウム水和物・酸化マグネシウム・無水クエン酸製剤  
の取扱いについて

ピコスルファートナトリウム水和物・酸化マグネシウム・無水クエン酸製剤（販売名：ピコプレップ配合内用剤）は、処方箋医薬品として取り扱うようご留意いただき、関係各方面に対し周知いただくようご配慮願います。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 49 条第 1 項の規定に基づく厚生労働大臣の指定に関する措置は、追って行う予定です。